## 青梅市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市モーターボート競走事業管理者の給与および旅費に関する事項を 定めることを目的とし、本条例を制定したいので、この条例案を提出いた します。

## 青梅市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、青梅市モーターボート競走事業管理者(以下「管理者」という。)の給与および旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

- 第2条 管理者の給料月額は、720,000円とする。
- 2 新たに管理者になった者には、その日から給料を支給する。
- 3 管理者がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。
- 4 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、または月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。 (旅費)
- 第3条 管理者に支給する旅費の額は、青梅市職員の旅費に関する条例(昭

和26年条例第13号)に規定する市長、副市長および教育長に支給する旅費に相当する額とする。

(手当の種類)

第4条 管理者に対しては、給料および旅費のほか期末手当および退職手 当を支給する。

(期末手当)

第5条 管理者に支給する期末手当の額は、青梅市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第14号)の例による。

(退職手当)

- 第6条 管理者が退職したときは、退職手当を支給する。
- 2 前項の手当の額は、その者の退職の日における給料月額に勤続1年に つき100分の228を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により難い特別の事情がある場合においては、市議会の議 決を経て別に定めることができる。

(給料、旅費および手当の支給方法)

第7条 管理者の給料、旅費、期末手当および退職手当の支給方法、支給 手続および支給制限等(調査審議を含む。)は、この条例に定めるもの のほか、それぞれ青梅市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年 条例第12号)、青梅市職員の旅費に関する条例および青梅市職員退職 手当支給条例(昭和26年条例第34号)の適用を受ける職員の例によ る。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。